

令和6年9月20日（金）13時30分～

交通政策審議会海事分科会船員部会

第1回漁業（かつお・まぐろ）最低賃金専門部会

【前里労働環境対策室長】 それでは、ただいまから交通政策審議会海事分科会船員部会漁業（かつお・まぐろ）最低賃金専門部会を開催させていただきます。事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の前里でございます。専門部会長が選任されるまでの間、議事を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本専門部会の設置経緯につきまして、ご報告いたします。本専門部会は、資料1のとおり、本年7月24日付諮問第457号「船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金、海上旅客運送業最低賃金及び漁業（かつお・まぐろ）最低賃金）の改正について」によりまして、漁業（かつお・まぐろ）最低賃金の改正に関する諮問を受けて、当該事項の調査・審議を行うために設置されました。

これに伴い、船員部会運営規則第12条第5項の規定に基づき、船員部会長より本専門部会の委員6名の指名がございました。

本専門部会の委員につきましては、資料通し番号2ページの委員名簿をご覧ください。

それでは、本日、ご出席の委員の方々をご紹介させていただきます。

初めに、公益を代表する委員といたしまして、河野委員です。

【河野委員】 よろしく申し上げます。

【前里労働環境対策室長】 野川委員です。

【野川委員】 野川でございます。よろしく申し上げます。

【前里労働環境対策室長】 続きまして、関係船員を代表する委員といたしまして、釜石委員です。

【釜石委員】 釜石です。よろしく申し上げます。

【前里労働環境対策室長】 深野委員です。

【深野委員】 深野です。よろしく申し上げます。

【前里労働環境対策室長】 関係使用者を代表する委員といたしまして、小栗委員です。

【小栗委員】 小栗でございます。よろしく申し上げます。

【前里労働環境対策室長】 納富委員です。

【納富委員】 納富です。よろしくお願いいたします。

【前里労働環境対策室長】 続きまして、水産庁及び事務局の船員政策課からの出席者をご紹介します。

まず、水産庁国際課かつお・まぐろ漁業室の鈴木室長です。

【鈴木水産庁国際課かつお・まぐろ漁業室長】 鈴木です。よろしくお願いいたします。

【前里労働環境対策室長】 角野船員政策課長です。

【角野船員政策課長】 角野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【前里労働環境対策室長】 船員政策課の木坂課長補佐です。

【木坂船員政策課長補佐】 木坂です。よろしくお願いいたします。

【前里労働環境対策室長】 岩下労働環境技術活用推進官です。

【岩下労働環境技術活用推進官】 岩下でございます。よろしくお願いいたします。

【前里労働環境対策室長】 本日の出席者につきましては以上でございます。

本日は委員及び臨時委員、総員6名中6名のご出席となりますので、船員部会運営規則第13条において準用する同規則第10条第1項の規定による定足数を満たしていることをご報告申し上げます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。資料はお手元の資料38ページ物で、各ページの右下に通し番号を振っておりますので、ご確認をお願いいたします。不足等がございましたら事務局までお申し出ください。

それでは、まず議題1「専門部会長の選任について」ですが、船員部会運営規則第12条第6項によりまして、本専門部会に属する交通政策審議会委員及び公益を代表する臨時委員のうちから選任することとされております。いかがいたしましょうか。

釜石委員、お願いします。

【釜石委員】 公益委員の野川委員に本部会の専門部会長をお願いしたいと存じます。

【前里労働環境対策室長】 ありがとうございます。ただいま野川委員を専門部会長にと推薦がございましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【前里労働環境対策室長】 ありがとうございます。

それでは、野川委員に専門部会長をお願いすることといたしまして、今後の議事の進行については、専門部会長をお願いしたいと存じます。

野川専門部会長、よろしくお願いいたします。

【野川部会長】 　　ただいま専門部会長に就任いたしました野川でございます。皆様のご協力を得て、審議が円滑に進みますように努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事を進めてまいりたいと存じます。議題2「漁業（かつお・まぐろ）最低賃金を取り巻く状況について」でございますが、初めに、諮問の趣旨について、事務局よりご説明をお願いいたします。

【角野船員政策課長】 　　質問の趣旨についてご説明申し上げます。本年度、令和6年度につきましては、詳しくは後ほどご説明いたしますが、春闘における組織船員の賃金水準や、消費者物価指数の動向なども勘案しまして、諮問を行うことといたしました。

このため、本専門部会におきましてご審議いただき、船員部会に審議結果をご報告いただきますようお願い申し上げます。

【野川部会長】 　　ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、次に移りたいと存じます。関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する官報公示の結果につきまして、事務局より報告をお願いいたします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 　　ご報告いたします。関係船員及び関係使用者の意見聴取につきましては、最低賃金法第37条第3項において準用する同法第25条第5項の規定に基づきまして、本年8月21日付の官報に公示し、意見の提出を求めたところ、9月4日の期限までに意見の提出はございませんでしたので、ご報告いたします。

【野川部会長】 　　ありがとうございます。

それでは、続きまして、資料3「かつお・まぐろ漁業の概要」につきまして、水産庁からのご説明をお願いいたします。

【鈴木水産庁国際課かつお・まぐろ漁業室長】 　　水産庁国際課かつお・まぐろ漁業室長の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

資料3の「かつお・まぐろ漁業の概要」についてご説明させていただきます。よろしいでしょうか。時間の関係もございますので、ポイントのみ絞ってご説明させていただきます。

早速でございますが、10ページをお開きください。本日関係します、まぐろはえ縄漁業とかつお釣り漁業の概要についてまずご説明いたします。

一番上の囲み、これがまぐろはえ縄漁業になりますが、ここには遠洋まぐろはえ縄と近

海まぐろはえ縄、2つございまして、遠洋まぐろはえ縄は、漁場は特に太平洋、インド洋、大西洋で、主に刺身用のメバチ、キハダ、クロマグロ、ミナミマグロなどを漁獲し、船内で凍結するという形を取っております。大きさは400トン級で、これは今年の2月時点の許可数は164隻でございます。近海まぐろはえ縄につきましては、漁場は日本周辺の中西部太平洋でございまして、主に刺身用のメバチ、キハダ、クロマグロなどを漁獲しまして、こちらは生鮮の状態で陸揚げする形を取っております。船の大きさは19トンが主体です。現在の許可数は227隻となっております。

次に、真ん中の囲みのかつお釣り漁業になります。こちらも遠洋と近海、2つございまして、どちらも太平洋が主体となっております。主に刺身用のカツオやビンナガを漁獲しております。遠洋船は船内で凍結しております。船の大きさは499トンが主体で、現在の許可数は39隻となります。近海かつお釣りのほうは、こちらは生鮮で陸揚げしますが、船の大きさは119トンが主体となっております、許可数は28隻となっております。一番下の海外まき網は、カツオなどを漁獲しておりますが、今回、対象でないため省略いたします。

次に11ページ、次のページをご覧ください。我が国の、特に刺身用のマグロ類の需給の動向を見たものになっております。ご承知のとおり、我が国は、刺身用のマグロの最大の消費国、また、市場国でありまして、日本の漁船が漁獲したマグロ類はほぼ全て日本市場に向けられます。また、今し方、ご紹介したまぐろはえ縄漁業も、かつお釣り漁業も、いずれも、刺身用のマグロを対象としております。

左側のグラフは、主に刺身商材となりますマグロ類の日本国内での漁業と養殖生産量の推移となります。主に刺身用になるマグロとして、ここに掲げています4種類のマグロがございまして、その生産量は、記載のとおり、2007年から2022年のこの15年間で約6万トン減少しております。また、右側のグラフは、こちらも同様に刺身商材となりますマグロ類の我が国の輸入量となっておりまして、こちらはこの15年間の間に約6万トン減少している状況です。国内生産及び輸入を併せて、約12万トンの供給が減っている状況でございまして、日本における刺身マーケットの規模は縮小しているという状況でございます。

まぐろはえ縄漁業、かつお釣り漁業は特に、今申し上げたように、天然の刺身のマグロやカツオを供給しておりまして、こうした日本の刺身市場の縮小、また、養殖マグロの増加、マグロ以外の刺身商材となります生鮮のサーモンとの競合と、こういった状況もあり

まして、マグロ類をめぐる市場環境は今後とも厳しいものと考えております。

次に12ページをお開きください。まぐろはえ縄漁業とかつお釣り漁業の漁獲量の推移でございます。このグラフを見ていただく上で1点ご留意いただきたいのですが、下に小さく注意書きも記載しておりますが、2022年、最新のものですが、こちらは漁獲量の算出のための手法が2022年から変更されていまして、それよりも前の年との単純な比較が困難になっておりますので、あくまでもこのグラフは、長期的な傾向を捉えていただければと思っております。

具体的に言いますと、上の段の左右がまぐろはえ縄の漁獲量の推移になっておりまして、全体の漁獲量は減少傾向にあります。漁船1隻当たりで見ますと、漁獲量はおおむね横ばいの状態です。下の2つがかつお釣り漁業の漁獲量でございます。こちらも同様に減少傾向でございます。1隻当たりの漁獲量は、カツオやビンナガの来遊などに左右されまして、変動が大きくなってございます。

次に、13ページをご覧ください。こちらは遠洋まぐろはえ縄の状況でございます。一番左側のグラフ、2022年の漁労売上原価となりますが、全体の3割を労務費、2割を燃油費が占めております。今年におきましては、あくまでも試算値ということで記載しておりますが、原油価格の上昇や円安によりまして、特に洋上・外地では燃油価格が高騰、それによって燃油費負担が増加している状況でございます。また、2023年1月よりマルシップ船員の賃金水準を大幅に引き上げておりまして、労務費負担についても増加している状況です。

他方で、魚価、魚の値段につきましては、こちらは真ん中の右側の、右上のグラフになりますが、先ほどご説明したとおり、長期的な刺身マグロ需要の減少などもございまして、また、昨年、魚価が下落していきまして、これが引き続き低水準で推移している状態でございます。売上原価の上昇に見合った水揚げの確保と燃油コストの経費抑制が課題となっている状況でございます。

次に、14ページをご覧ください。こちらは遠洋まぐろはえ縄の海域別の経営状況の推移になります。折れ線グラフは、1日当たりの生産金額と経費の平均値を示しております。青が生産金額、オレンジが経費となっております。青が上にあつた場合には、当該漁場での操業が黒字傾向にあつたということを示しております。右側の上の折れ線グラフを見ていただきたいのですが、大西洋の操業ですと、特に値段の高い大西洋クロマグロが漁獲されることもありまして、おおむね青い折れ線が上にあるという状況になっております。

左側のミナミマグロ操業船、これは南半球のオーストラリアの南側から南アフリカ沖にかけての操業になりますが、近年は青色の折れ線が上に来ている年が多かったのですが、昨年は、ミナミマグロの価格が下がったこともありまして、大きく逆転しているような状況でございます。

右下は、太平洋の東側の西経漁場の操業船のグラフになります。太平洋の東側で操業する船ですが、隻数は近年そこまで多くないのですが、こちらはクロマグロやミナミマグロといった比較的単価の高いマグロが獲れない漁場ということもございまして、特に近年は厳しい状況が続いている状況でございます。

次に15ページをご覧ください。こちらは、近海まぐろはえ縄及びかつお釣り漁業の経営状況でございます。左側の円グラフがお示ししますとおり、近海まぐろはえ縄漁業、遠洋・近海かつお釣り漁業、いずれにおきましても、労務費、燃油費が漁業売上原価の多いものだと大体6割ぐらい、少ないもので4割ぐらいを占めているというような状況でございます。こちらでも遠洋まぐろはえ縄と同様、燃油費の負担が多く、直近では燃油価格高騰の影響を受けているほかに、遠洋かつお釣り漁業におきましては、2023年1月からマルシップ船員の賃金水準を大幅に引き上げた関係で、労務費負担も増加している状況でございます。

右側のグラフを見ていただきますと、カツオ魚価につきましては、2022年から今年の初めぐらいまでは堅調な価格で推移しておりました。このグラフには記載できておりませんが、最近、カツオは下落傾向にあるという情報が入っております。こちらの漁業につきましても安定的な漁獲量、水揚収入の確保と燃油コスト等の経費抑制が課題となっております。

次に、16ページをお願いします。こちらは、かつお・まぐろの漁船に関するものでございます。右側のグラフは、漁船の年齢ごと、船齢ごとの分布でございますが、ご覧のとおり、船齢が20代後半から40年のものが多い状況となっております。代船建造の必要性がある一方で、左側の図、グラフのとおり、船価が2017年と比較しまして、1.3倍に上昇しておきまして、船齢が進んだ船舶の更新についても、かつお・まぐろ漁業全体の課題となっているところでございます。

次に、17ページをお願いします。こちらは人材関係でございます。右側に8つ、グラフが並んでございますが、これが日本人の乗組員の年齢構成となります。上の4つがはえ縄漁業の関係、下の4つがかつお釣りの関係となります。上のグラフのうち、左側の2つ

が遠洋はえ縄となりますが、遠洋まぐろはえ縄につきましては、航海が1年から1年半と長期にわたることもありまして、特に日本人の若手船員の確保に支障をきたしており、高齢化も著しくて、50代以下の日本人船員がほぼいない状況となっております。船員確保の問題は今後も持続可能な漁業を構築するために取り組まなければならない喫緊の課題になっているところでございます。

上の右側の2つの近海まぐろはえ縄漁業におきましても、遠洋船ほどではないのですが、同様に日本人の高齢化が進行しております。下の4つのグラフ、これは遠洋と近海かつお釣り漁業でございますが、年齢構成は比較的バランスが取れている状況でございます。

以上、簡単でございますが、私からの説明とさせていただきます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきましてご質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

【釜石委員】 部会長、よろしいですか。

【野川部会長】 釜石委員。

【釜石委員】 部会長、ありがとうございます。水産庁さん、ご説明ありがとうございました。これは実は前年度の最低賃金専門部会でも、労働側の委員からお話しさせていただきましたが、15ページ、それから、13ページです。負担が増加して経営が苦しいことばかり、実は書いてあるんですけど、その一方で、経営者が恩恵を受けている部分が一切書かれてありません。実は、水産庁さんの施策で漁業収入安定対策事業と言って、これは漁業者が減収となった場合にサポートを受けられる漁業共済がございます。それから、漁業経営セーフティーネット構築事業と言って、これは燃料油の単価が上がった際に、補助金でサポートするという2つの事業がございます。これにより漁業経営が支えられているということをご認識いただきたいと思います。負担ばかり増加して、かつお・まぐろ漁業に未来はありませんと捉えられかねない資料に見受けられる部分がございますので、一方に偏ったような資料の作成ではなく、公平な視点から漁業者さんもそういうサポートも受けているという事実も資料を作成する際に含んでいただければと思います。

私からは以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。

鈴木室長、何かございますか。

【鈴木水産庁国際課かつお・まぐろ漁業室長】 ご指摘ありがとうございます。おっし

やるとおり、13ページとか15ページの漁業売上原価のところにつきましては、燃油費については、セーフティーネットですね、水産庁でやっています激変緩和といたしますか、急激に燃料費が上がったときに対する支援は、直接そこには反映されていない状態のものでございます。こちらは漁業者さんの掛金だとか、その状況も違いますので、一律にといふのはここには反映しづらい状況だったので、あくまでこれはそのままの経費のみとさせていただきます。その辺、どういう形で資料をつくれればいいのか、またそこは検討させていただきたいと思っております。

【野川部会長】 よろしくお願ひいたします。

ほかにご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、次に移りたいと存じます。その他の資料につきまして、事務局からご説明を願ひいたします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 資料4、通し番号21ページをご覧ください。こちらは漁業（かつお・まぐろ）最低賃金の適用を受ける最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数の令和6年4月1日現在のデータでございまして、各地方運輸局ごとにまとめた資料となっております。

一番下の計をご覧ください。事業者数は262事業者、船舶数は406隻、船員数は2,163人、さらに船員数の内数といたしまして、一番右の組織船員数が1,773人となっております。対前年度の差は一番下に示しているとおりにとなっております。

次に22ページをご覧ください。こちらは漁業（かつお・まぐろ）船員賃金実態調査のデータでございます。本調査は、遠洋かつお・まぐろ漁業、近海かつお・まぐろ漁業の漁船に乗り組む船員のうち、1人歩または1人歩以上で最も1人歩に近い乗組員に対して、令和5年1月から令和5年12月までの1年間の乗船中における月額給与を調査集計したものでございます。

実態調査の集計方法ですが、一番下に記載がありますとおり、最低賃金適用対象船舶について、組織船については、適用対象船舶数の50%を目標とする抽出調査、未組織船については悉皆調査により実施したものととなっております。

集計結果について補足説明させていただきますと、遠洋のかつお・まぐろ、近海のかつお・まぐろの4業種に分けて、組織、未組織船別にそれぞれ賃金の支払い形態を「固歩」、「固定」、「全歩合」と区分して集計しております。

遠洋のかつお・まぐろについてですが、こちらは全て組織船となっております。給与

の支払い形態は、「固+歩」または「全歩合」のみとなっております。近海かつおにつきましては、給与の支払い形態が「固+歩」または「全歩合」、こちらは半々という状態でございます。一番下の近海まぐろにつきましては、給与の支払い形態が「固+歩」、「固定」、「全歩合」とそれぞれに分布している状況でございます。

次の23ページをご覧ください。こちらは集計しました報酬額のデータとなっております。初めに23ページですが、こちらは遠洋かつお漁業の1人歩の乗組員の月額報酬額となります。報酬額につきましては、ご覧のとおりとなっております。

次の24ページをご覧ください。こちらは遠洋まぐろ漁業の額報酬となります。次の25ページにもまたがっておりますが、25ページの33番と34番ですが、こちらは歩合給の精算が済んでいないということで、精算後の歩合給が入ってきますと、さらに報酬額が高くなるということでございます。

なお、令和5年1月から令和5年12月につきましては、かつお・まぐろ漁業の最低賃金は19万9,300円となっておりますので、精算前であっても最賃額は上回っているという状況でございます。

次の26ページをご覧ください。こちらは近海かつお漁業の月額報酬額となります。報酬額につきましてはご覧のとおりとなっております。

次の27ページをご覧ください。こちらは近海まぐろ漁業の月額報酬額となります。全て令和5年時点での最賃額である19万9,300円は超えているという状況でございます。

次の29ページをご覧ください。こちらは漁業（かつお・まぐろ）の最低賃金の改正状況でございます。これまでの改正経緯について記載したものとなっております。表の右側、備考欄の一番上に「漁業（遠洋まぐろ）」と記載してございます。昭和56年に最低賃金額が設定された際は、遠洋まぐろとして設定されました。平成13年から平成26年までは、表のとおり改正がなされまして、平成25年は6,300円アップとなっております。こちらは航海日当の見直しが二十数年ぶりに行われまして、そのアップ分がこの年の改定額に反映された結果と聞いております。

また、この表にはございませんが、平成27年には、これまで遠洋まぐろのみ適用されていたものを、かつお・まぐろ漁業全体に最賃適用を拡大することの答申がなされまして、同年に漁業（かつお・まぐろ）最低賃金専門部会を設置、そこから数年かけて、表にごさ

います令和4年度に漁業（かつお・まぐろ）の最低賃金額が設定され、19万9,300円と決定されたところです。昨年は4,000円アップの改正がなされまして、現在の最賃額は20万3,300円となっております。

次に資料7、30ページ以降ですが、最低賃金の改正に係る参考資料となっております。次は漁業最低賃金の決定状況でございまして、次は31ページをご覧ください。こちらは漁業最低賃金の決定状況でございまして、各地方運輸局長が決定する最低賃金の現在の最低賃金額を記載しております。最も高いところでいきますと、左側、漁業（沖合底びき網）では、神戸の21万5,600円。右側の漁業（大中型まき網）では、中部の21万6,000円となっております。

次の32ページをご覧ください。こちらは費目別、世帯人員別標準生計費でございまして、令和6年4月現在で、それぞれの費目別に世帯人員単位で標準的にかかる生計費を比較した資料となっております。こちらは参考にしていただければと思います。

次に33ページをご覧ください。こちらは消費者物価指数の10大費目を比較した資料でございまして、一番左の列に「2年100」とありますとおり、令和2年の物価指数を100といたしまして、各年ごとの推移、月別の推移を示した資料となっております。左から2列目の「総合」を見てまいりますと、令和3年については100を下回りますが、令和4年、昨年と上昇を示しまして、令和5年では105.6、対前年比で3.3ポイントの上昇となっております。下半分の月別指数を見ますと、令和5年1月以降、全て100を超える数値で推移している状況でございまして。

次の34ページをご覧ください。こちらは陸上労働者の最低賃金に関する決定方式や適用労働者数等を示した資料でございまして。最低賃金には、地域別最低賃金と特定最低賃金の2種類がございます。船員の最低賃金は、地域別最低賃金ではなく、特定最低賃金に該当しますが、この陸上労働者の特定最低賃金は、表の1（2）にございます産業別最低賃金というものが特定最低賃金という区分に該当します。決定件数で224件、適用労働者数で283万3,300人となっております。

次の35ページをご覧ください。こちらは地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額を示した資料でございまして。令和5年度の地域別最低賃金の加重平均額は、一番上中央にありますとおり1,004円で、対前年度上昇率が4.47%の上昇となっております。その下の段の産業別最低賃金の全国加重平均は、合計欄にありますとおり970円で、対前年度上昇率では2.86%となっております。

次の36ページをご覧ください。こちらは地域別最低賃金額の改定の目安の推移を示し

た資料でございます。陸上労働者の最低賃金は、厚生労働省に設置されている中央最低賃金審議会で、賃金改定の目安をお示しした後、各都道府県の最低賃金審議会で賃金額を決定するという仕組みになっております。令和6年度の中央最低賃金審議会の結果が本年7月25日に出ておりまして、本年の各都道府県の引上げ額の目安については、一番下にありまして、A、B、C、全てのランク共に50円とする答申が示されております。

次の37ページをご覧ください。こちらは地域別最低賃金額の一覧でございます。右から2列目の令和5年度の最低賃金額を見てまいりますと、最も高いところは、A欄の東京で、1,113円、最も低い最低賃金額はC欄の岩手県で、893円となっております。この最低賃金額の最も高いところと低いところの差は220円となっております。

なお、本年8月29日付の厚生労働省の報道発表によりますと、全ての都道府県で令和6年度の地域別最低賃金答申が既になされておりました。全国加重平均額は昨年度から51円引上げの1,055円となっております。対前年度上昇率では5.08%の上昇となっておりますことを併せてご報告いたします。

最後に38ページですが、こちらは給与勧告の実施状況ということで、人事院勧告の状況を示しておりますが、一番下の令和6年度についてですが、ペア率2.76%となっている状況でございます。

資料の説明は以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

【釜石委員】 よろしいでしょうか。

【野川部会長】 釜石委員、お願いします。

【釜石委員】 事務局さんから資料のご説明いただきまして、ありがとうございます。23ページの遠洋かつお漁業の乗組員の1人歩の月額報酬額、その次の24、25の遠洋まぐろ漁業の持代率1.0の1人歩の月額報酬額ということで資料を作成いただいております。こちらの2業種につきましては、未組織船員というのはございません。乗組員は、全日本海員組合の組合員であるか、もしくは漁船同盟連絡協議会という労働組合に所属しているものになりますので、未組織船員は存在していない。この専門部会を迎えるに当たって、漁船同盟連絡協議会の傘下に聞き取り調査をして、月額報酬額、一番低いところで幾らでしょうかという聞き取りを行ったところ、1人歩で月額報酬額27万円を下回って

いる者はおりませんという聞き取り調査の結果がありますので、申し添えておきたいと思
います。

それから、一つ確認ですけど、今現在、このかつお・まぐろ漁業の最低賃金は20万
3,300円で、説明の中で、これは19万9,300円当時の資料になりますというお話
しだったかと思いますが、そこは確認させていただきたいと思ます。

もう一つ、先ほど地域別最低賃金のお話がありましたけれども、答申はされているけ
ど、まだ発効日が決まっていないところは岩手県と徳島県。徳島県は84円という答申額
がなされておりますので、そのぐらい世間は最低賃金を上げなければならないという方向
性を持っているということだけお話をしておきたいと思ます。

以上でございます。

【野川部会長】 今、確認を求められた点につきましてはいかがでしょうか。

【岩下労働環境技術活用推進官】 事務局でございます。月額報酬額につきましては、
調査に基づいた数字を出しているというところで、ご了承いただければと思ます。また、
最低賃金額19万9,300円と申し上げましたのは、令和5年1月から令和5年12月
までの報酬額を資料に示しておりまして、この間は最低賃金額の19万9,300円が適
用されておりましたので、そのように申し上げさせていただきました。現在の20万
3,300円については、令和6年3月から効力発生となっている状況でございます。

以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

ほかにもございますか。ただいまの事務局からの説明に対するご質問等よろしいでしょ
うか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次に、議題3「漁業（かつお・まぐろ）最低賃金の改正について」の検討に
入りたいと存じます。

ただいまのご説明を踏まえまして、本年度（令和6年度）の最低賃金の改正についてご
意見を伺いたいと存じます。労使それぞれから、どうぞ率直なご意見を賜りたいと存じま
す。いかがでしょうか。どちらからでもどうぞ。

【釜石委員】 では、よろしいでしょうか。

【野川部会長】 釜石委員。

【釜石委員】 ありがとうございます。現在、20万3,300円という、かつお・ま
ぐろ最低賃金額をセットしてあるわけであり思ますけれども、昨年、この最低賃金専門部会で、

大型いか釣りが20万3,300円でしたと。かつお・まぐろも同じ中央漁業最賃ですから同じ金額でセットをしたいということで、労使合意に至って、今、20万3,300円という金額になってございます。ただし、この20万3,300円を大型いか釣りで合意したのは、2014年の12月になります。平成26年です。要するに、もう既に10年が経過しようとしている金額です。

それから、このかつお・まぐろ漁業最低賃金を制定するに当たって紆余曲折あったわけですが、先ほど事務局から資料の31ページでご説明があったとおり、沖合底引き網の神戸は21万5,600円、中央漁業最賃を大きく上回っています。そして、大中型まき網の中部、21万6,000円、これも大きい開きがあります。この金額の差にして、平成27年当時の金額とどのぐらい差があるか申し述べておきたいと思いますが、神戸は平成27年当時、19万6,800円でした。今、21万5,600円。1万8,800円増えております。それから、中部は19万9,100円、これが平成27年度の金額です。今、21万6,000円、1万7,000円増額しています。パーセンテージにしますと沖合底引き網は9%超、それから、大中型まき網は8%超という数値になっております。

過去の経緯を見ますと、中央最低賃金額は地方最低賃金額よりも大きい金額でセットされていたことを踏まえれば、やはり地方最低賃金を中央最低賃金は上回っておくべきだと思います。あるべき姿に戻すタイミングではなかろうかというふうに労働側としては考えてございます。

以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。使用者側はいかがでしょうか。ご意見、ぜひ賜りたいと存じますが。納富委員、お願いいたします。

【納富委員】 ありがとうございます。近かつ協の納富でございます。一昨年前のことですけれども、それまで長い年月を要しましたが、既存の遠洋まぐろはえ縄に加えまして、近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋のかつお漁業が加わって、結果として、漁業（かつお・まぐろ）の最低賃金として19万3,300円が合意されたところでございます。そして、昨年の専門部会では、長年、賃金の改定がなかったといたしまして、労使の合意によりまして、20万3,300円とすることになりました。

ここで少し過去の経緯について改めてご説明させていただければと思っております。我々、もともとの近海かつお・まぐろ漁業が既に設定されていた遠洋まぐろはえ縄漁業の

最低賃金に加わるかどうかを議論した際にも申し上げましたけども、漁業者の中には、遠洋船と近海船では経営規模が異なっていると。そうした異なる中で、1人歩船員の賃金を統一することに強い懸念を持っておりました。こうした漁業者の懸念もありましたので、近海のかつお・まぐろ漁業といたしましては、最低賃金の枠組みには入るものの、遠洋まぐろはえ縄漁業と近海かつお・まぐろ漁業と、2つの最低賃金の設定、いわゆる2段階の賃金設定をしていただきたいと、こういったご意見も申し上げておりました。

そうした経緯はありましたけども、関係者間で幾度となく協議し、意見交換する中で、ようやく遠洋まぐろはえ縄漁業に統一することに合意した経緯がございます。そして、本年度、この部会に臨むに当たりまして、我々近海かつお・まぐろ漁業者からは、昨年、4,000円という大幅な値上げを行いましたけれども、それはそれまでの長期間にわたりまして、統一賃金とするか否かを協議してきた経緯もありまして、4,000円はやむを得ないと、そういった思いで合意した経緯もございます。

他方、賃金に関する最近の世の中の流れは理解しておりまして、就業を希望する方も、少しでも高い賃金の職場へ就業したいという考えも我々は理解しております。その結果、賃金の安い産業には就業者が少なくなるとの意見もありますけども、現時点におきまして、我々はそうした現実を受け止めざるを得ない状況に置かれております。我々の漁業者の中には、賃金を引き下げられるものなら引き下げてほしいという意見、また、基準は遠洋船かもしれないけども、近海船のことも考慮していただきたいとか、あと、賃金を毎年引き上げると不漁時に経営が圧迫される心配、既に現時点で経営が圧迫しており、これ以上賃金の引上げが続くと廃業に追い込まれる心配を持っていると。また、日本人の賃金を上げることによりまして、連動しております技能実習生特定技能生の賃金の改定となりまして、経営に大きな影響を及ぼす心配があります。

さらに、魚価安、円安、諸資材が高騰する中で、人件費の増加は経営に大きなダメージを与えているので、こうした影響が収まるまでは現状維持を強く求めたいと、こういったふうに極めて厳しい意見が届けられてございます。したがって、我々近海かつお・まぐろ漁業者の理解を得るためには、最低賃金は最低でも2年間は適用することが望ましいと考えておりますので、本年は賃上げは行わず、現行の賃金額をもう1年適用することを望むところでございます。

以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

ほかにご意見ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、そろそろ双方の意見についての歩み寄りを進めてまいりたいと存じますので、この場を一旦クローズしまして、労使委員の間で膝を詰めたお話をしていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

そういたしましたら、部屋を取ってありますので、あまり時間は取れませんので、20分程度で労使の話合いをしていただきたいと思います。

一言申し上げたいのは、この最低賃金審議会における最低賃金額の決定につきましては、このように労使の委員の話合いによる決定というのを非常に重視しております。通常、審議会は公益委員などの決定が重視されるわけですが、最低賃金を決めるに当たっては、やはり関係者である、当事者である労使が自主的にその自治において決定するということが最も望ましく、それがあまりできない状態が続きますと、この三者構成という最低賃金審議会という在り方自体に疑問が呈されることにもなります。そこで私から強く望みたいのは、最終的に公益委員の意見による決定ではなく、労使自身の合意による決定で、この最低賃金が決まるという方向で、それを目指した話合いをしていただくように強く望みたいと存じます。

それでは、よろしく願いいたします。では、部屋のほうにご案内ください。

(中 断)

【野川部会長】 お疲れさまでした。それでは、双方のお話合いの結果につきまして、どちらからでも結構ですので、ご報告をお願いいたします。

釜石委員、お願いします。

【釜石委員】 お時間を頂戴いたしまして、ありがとうございます。大分労使のほうでけんけんがくがくと実情も踏まえまして、お話し合いをしてまいりましたが、やはり世の中の賃上げ風潮の流れは避けられないというところまでは理解するが、使用者側として上げますということまでは、本日段階では断言できない。ただし、世の中の流れもある、それから、後継者確保のために待遇を改善していかなければいけないという考えは持っているので、その改定金額も含めて、次回までに持ち帰り検討して、精査の後に次回のこの場所でお話しをさせていただきたいということで結論を得ましたのでお知らせいたします。

以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。何か使用者側で補足するご説明等ございますか。よろしいですか。

それでは、本日の専門部会では結論に至らなかったということですので、さらにお話を進めまして、よりよい結論を得ていただきたいと思います。今後、次のこの会議までの間にまた時間がございますので、どうぞ、その間にも逐次、労使でお話を詰めていただきたいと思います。その上で再度専門部会を開催して、この場で結論を得るということにしたいと存じますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございます。それでは、これで本日の予定された議事は終了いたしました。事務局にお返しします。

【前里労働環境対策室長】 事務局からお知らせでございます。次回の専門部会の日程でございますが、11月8日金曜日の10時半から、場所は、中央合同庁舎3号館8階の特別会議室を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

【野川部会長】 それでは、次回は11月8日金曜日10時半、3号館の8階特別会議室ということでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、漁業（かつお・まぐろ）最低賃金専門部会を閉会いたします。本日はお忙しいところ、ご出席を賜り、ありがとうございました。

— 了 —